東京都市計画地区計画
渋谷駅東口地区地区計画　総括図

渋谷区都市計画図・日影規制図

令和４年３月24日施行

凡　例

〈地域地区〉

●用途地域　　建ぺい率

第一種低層住居専用地域	60%
第二種低層住居専用地域	60%
第一種中高層住居専用地域	60%
第二種中高層住居専用地域	60%
第一種住居地域	60%
第二種住居地域	60%
準住居地域	60%
近隣商業地域	80%
商業地域	80%
準工業地域	60%

※第一種低層住居専用地域における高さの限度は10mです。
※第二種低層住居専用地域における高さの限度は12mです。

●容積率・高度地区・日影規制

容積率を示す(%)
高度地区を示す
高度地区名例
○m高さ限定高度地区
○m高度地区
高さ限定高度地区
日影規制時間を示す

※高度地区名は日影時間は、測定地面等級から1.5mもしくは1.0mの範囲において規制です。また日影の測定高は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で平均地盤面より1.5mの高さ、その他の地域では4mです。

最低限高度地区
※建築物の高さを7ｍ以上としなければなりません。

●特別用途地区

特工	特別工業地区
	第一種文教地区
	第二種文教地区

●その他

	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	駐車場整備地区

〈都市計画施設〉

●都市計画道路

	完了部分
	事業決定部分
	計画決定部分
	廃止部分

※事業主体が東京都の都市計画道路（完了部分を除く）
環状2号線、3の1号線、補助11号線、26号線、50号線、53号線、61号線、211号線、歩・自1号線
※事業主体が渋谷区の都市計画道路（完了部分を除く）
補助19号線、105号線、西口広場19番、渋区指分9番
＊第四次事業化計画優先整備路線
（平成28年度から令和７年度までに優先的に整備すべき路線。）
※東京都施行　環状3の1号線、補助11号線、26号線、61号線
※放射22号線の一部（渋谷駅周辺）は、都市計画の変更により現在事業中

〈路線式の指定〉

※路線式とは、道路の幅（計画線）から一定の範囲で沿道建物等を定めるものです。その範囲は、特記がある場合を除き20mです。

20m　20m　沿道　20m　沿道
都市計画道路のない場合　都市計画道路のある場合

●防火・準防火・新防火地域

防火地域ー容積率400%以上の区域及び　の区域

準防火地域ー上記以外の渋谷区全域

新たな防火規制区域（新防火地域）ー

渋谷区土地利用調整条例による
建築物の敷地面積の最低限度

		対象地域		最低限度
第一種低層住居専用地域	1	恵比寿二丁目		120㎡
	2	広尾一・二丁目		180㎡
	3	東一・四丁目		110㎡
	4	松濤一・二丁目 神山町		200㎡
	5	上原一丁目		180㎡
	6	上原二丁目		150㎡
		大山町	1～9、11～17番	
	7	富ヶ谷一丁目		140㎡
	8	富ヶ谷二丁目		120㎡
	9	西原一丁目 元代々木町		170㎡
	10	西原二丁目	1～22番	130㎡
		西原三丁目	25～32、34～39番	
		西原一丁目	43～47番	
	11	西原二丁目	14、15、40～49番	200㎡
		大山町	19～23、28、33～46番	
	12	初台一・二丁目		130㎡
	13	笹塚二丁目		80㎡

この都市計画図・日影規制図は概略図です。
地区計画や文教地区などの地域地区等の詳細や、都市計画道路の進捗状況については窓口でご確認ください。
地区計画区域内において地区整備計画が策定されている区域に建築等を行う際には事前の届出が必要です。

渋谷区都市整備部都市計画課（令和４年３月作成）

「測量法に基づく国土基本図図表使用（使用）R 3公Ho 600」（「承認番号）」を令和3年3月29日、決定日：令和3年10月15日）